

質問 1

土地を譲渡した先の会社が最近倒産し、去る3月既に所得税の申告を済ませている譲渡代金の一部が回収不能となりました。

このような場合、回収不能となった分の所得税について、何か救済方法はないものでしょうか。

回答 回収不能の事実が生じた日の翌日から2か月以内に「更正の請求」ができます。

譲渡人の破産などによって譲渡代金が回収不能となった場合には、その回収不能となった金額に対応する部分の金額は、譲渡所得の金額の計算上なかったものとされます。

譲渡代金が回収不能となったかどうかの判定は、譲受者の支払能力の有無によりますが、会社更生法や和議法などの法律によって未収の譲渡代金が切り捨てられたり、譲渡の相手方の債務超過の状態が相当期間継続し未収の譲渡代金の支払を受けることができないため、書面で未収の譲渡代金を免除した場合などの事実が生じたときは、原則として回収不能となったものとされます。

ところで、回収不能の事実が譲渡所得の申告前に生じた場合には、申告をする際に、この特例を適用して申告することになりますが、ご質問の場合のように、譲渡があった年分の譲渡所得の申告後に回収できなくなったときには、その回収不能の事実が生じた日の翌日から2か月以内に「更正の請求」として譲渡の年分の所得税の減額更正を求めることができます。